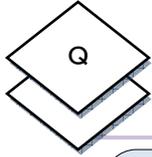




労働相談Q & Aで解決！

公務員



公務員として働いており、職場におけるパワハラや長時間労働に悩んでいます。どこに相談すればよいのでしょうか。

A 公務員からの労働相談の窓口は勤務先や職種によって異なっています。下記の解説を参考にしてください。

解説はこちら

- 国家公務員（行政執行法人職員を除く）、地方公務員（地方公営企業職員、特定地方独立行政法人職員、技能労務職員を除く）の方の相談については、労働局総合労働相談コーナー及び都道府県労働委員会では扱っておりません。
- 一般職の国家公務員の方の相談については、人事院の相談窓口又は所属府省の人事担当部局等にご相談ください。
- 地方公務員の方の相談については、地方公共団体ごとに人事委員会（公平委員会）又は人事担当部局等に設置されている相談窓口で受け付けておりますので、各都道府県・市町村の人事担当課等に個別にお問い合わせ下さい。
- 公立学校の教員の方の相談については、ご自身の服務監督権限を有する都道府県又は市町村の教育委員会の相談窓口にご相談ください。
- 行政執行法人職員、地方公営企業職員、特定地方独立行政法人職員、技能労務職員の方については、労働局総合労働相談コーナー及び都道府県労働委員会では、勤務条件（職場のいじめ・嫌がらせ、給与、勤務時間、休暇、勤務環境等に関する相談）に関する相談を扱っております。任用、分限、懲戒、服務（守秘義務等）、賠償等に関する相談は扱っておりません。

どうすれば？

- 一般的には、上司や同僚に相談するほか、職員労働組合やその上部団体に相談することも考えられます。
- パワハラの事実が確認できる証拠（録音、メモ）などを集めましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055(223)1827

相談時間 8:30~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>